

議案第104号

北上市日本現代詩歌文学館条例等の一部を改正する条例

(北上市日本現代詩歌文学館条例の一部改正)

第1条 北上市日本現代詩歌文学館条例(平成3年北上市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第10条関係) 使用料					別表(第10条関係) 使用料				
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
講堂	円 <u>7,500</u>	円 <u>12,000</u>	円 <u>15,000</u>	円 <u>30,000</u>	講堂	円 <u>7,850</u>	円 <u>12,570</u>	円 <u>15,710</u>	円 <u>31,420</u>
舞台	<u>2,250</u>	<u>3,000</u>	<u>3,750</u>	<u>7,500</u>	舞台	<u>2,350</u>	<u>3,140</u>	<u>3,920</u>	<u>7,850</u>
会議室	<u>1,500</u>	<u>2,400</u>	<u>3,300</u>	<u>6,750</u>	会議室	<u>1,570</u>	<u>2,510</u>	<u>3,450</u>	<u>7,070</u>
展示室	1号室	<u>6,000</u>	<u>7,500</u>		展示室	1号室	<u>6,280</u>	<u>7,850</u>	
	2号室	<u>3,000</u>	<u>4,500</u>			2号室	<u>3,140</u>	<u>4,710</u>	
和室	<u>2,250</u>	<u>3,750</u>	<u>5,250</u>	<u>10,500</u>	和室	<u>2,350</u>	<u>3,920</u>	<u>5,500</u>	<u>11,000</u>
附属設備 器具等	1件 <u>5,000円</u> 以内で市長が定める額				附属設備 器具等	1件 <u>5,230円</u> 以内で市長が定める額			
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(北上市体育施設条例の一部改正)

第2条 北上市体育施設条例(平成3年北上市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
別表第3(第10条関係)						別表第3(第10条関係)								
名称	種別	単位	区分	使用料	摘要	名称	種別	単位	区分	使用料	摘要			
北上市 民江釣 子野球 場	グラウ ンド	[略]	高校生以下	円 <u>1,500</u>	3時間を越え1 時間増すごとに 高校生以下500 円、一般1,500円 (1時間に満た ないときは1時 間とする。)を 加算する。	北上市 民江釣 子野球 場	グラウ ンド	[略]	高校生以下	円 <u>1,570</u>	3時間を越え1 時間増すごとに 高校生以下520 円、一般1,570円 (1時間に満た ないときは1時 間とする。)を 加算する。			
			一般	<u>4,500</u>					一般	<u>4,710</u>				
	スコア ボード			<u>1,500</u>						スコア ボード			<u>1,570</u>	
	放送設 備			<u>750</u>						放送設 備			<u>780</u>	
	夜間照 明施設			<u>3,450</u>			夜間照 明施設			<u>3,610</u>				
北上市 民岩崎 野球場	グラウ ンド	[略]	高校生以下	<u>1,500</u>	3時間を越え1 時間増すごとに 高校生以下500 円、一般1,500	北上市 民岩崎 野球場	グラウ ンド	[略]	高校生以下	<u>1,570</u>	3時間を越え1 時間増すごとに 高校生以下520 円、一般1,570			
			一般	<u>4,500</u>					一般	<u>4,710</u>				

					円（1時間に満たないときは1時間とする。）を加算する。
	スコアボード			<u>1,500</u>	
	放送設備			<u>750</u>	
	夜間照明施設			<u>3,450</u>	
[略]					
北上市民展勝地プール		[略]	[略]		
			一般	<u>400</u>	
北上市民柔剣道場		[略]	[略]		
			一般	<u>550</u>	
北上市民弓道場		[略]	専用	[略]	
			使用	一般	
北上勤労者体	競技場	[略]	[略]		
			一般	<u>550</u>	

					円（1時間に満たないときは1時間とする。）を加算する。
	スコアボード			<u>1,570</u>	
	放送設備			<u>780</u>	
	夜間照明施設			<u>3,610</u>	
[略]					
北上市民展勝地プール		[略]	[略]		
			一般	<u>410</u>	
北上市民柔剣道場		[略]	[略]		
			一般	<u>570</u>	
北上市民弓道場		[略]	専用	[略]	
			使用	一般	
北上勤労者体	競技場	[略]	[略]		
			一般	<u>570</u>	

育センター				育センター			
北上市民黒沢尻体育館	競技場	[略]		北上市民黒沢尻体育館	競技場	[略]	
		一般	<u>550</u>			一般	<u>570</u>
村崎野勤労者体育館	競技場	[略]		村崎野勤労者体育館	競技場	[略]	
		一般	<u>550</u>			一般	<u>570</u>
北上市民成田スポーツ交流館	競技場	[略]		北上市民成田スポーツ交流館	競技場	[略]	
		一般	<u>550</u>			一般	<u>570</u>
		[略]	[略]			[略]	[略]
北上市民相去体育館	競技場	[略]		北上市民相去体育館	競技場	[略]	
		一般	<u>550</u>			一般	<u>570</u>
北上市民江釣子体育館	競技場	[略]		北上市民江釣子体育館	競技場	[略]	
		一般	<u>550</u>			一般	<u>570</u>
江釣子勤労者	競技場	[略]		江釣子勤労者	競技場	[略]	
		一般	<u>550</u>			一般	<u>570</u>

体育センター	
北上市民和賀体育館	競技場
北上市多目的催事場	競技場
北上市民藤沢広場	競技場
	夜間照明施設
北上市民野中ふれあい広場	競技場
	夜間照明施設
北上市民日平ふれあい広場	競技場

[略]		
一般	<u>550</u>	
[略]		
一般	<u>450</u>	
[略]		
一般	<u>500</u>	
ソフトボール用	<u>1,950</u>	
野球用	<u>2,400</u>	
フットボール用	<u>3,600</u>	
[略]		
一般	<u>500</u>	
	<u>900</u>	
[略]		
一般	<u>500</u>	

体育センター	
北上市民和賀体育館	競技場
北上市多目的催事場	競技場
北上市民藤沢広場	競技場
	夜間照明施設
北上市民野中ふれあい広場	競技場
	夜間照明施設
北上市民日平ふれあい広場	競技場

[略]		
一般	<u>570</u>	
[略]		
一般	<u>470</u>	
[略]		
一般	<u>520</u>	
ソフトボール用	<u>2,040</u>	
野球用	<u>2,510</u>	
フットボール用	<u>3,770</u>	
[略]		
一般	<u>520</u>	
	<u>940</u>	
[略]		
一般	<u>520</u>	

北上市 民やま つみふ れあい 広場	競技場	[略]		北上市 民やま つみふ れあい 広場	競技場	[略]			
		一般	<u>500</u>				一般	<u>520</u>	
北上市 民江釣 子運動 場	夜間照 明施設		<u>750</u>	北上市 民江釣 子運動 場	夜間照 明施設		<u>780</u>		
	競技場	[略]			競技場	[略]			
北上市 民堅川 目運動 場	競技場	一般	<u>500</u>	北上市 民堅川 目運動 場	競技場	一般	<u>520</u>		
	夜間照 明施設		<u>900</u>		夜間照 明施設		<u>940</u>		
北上市 民岩崎 競技場	競技場	[略]		北上市 民岩崎 競技場	競技場	[略]			
		一般	<u>600</u>			一般	<u>620</u>		
	夜間照 明施設	全灯	<u>1,200</u>		夜間照 明施設	全灯	<u>1,250</u>	放送設 備	<u>780</u>
		半灯	<u>600</u>			半灯	<u>620</u>		
放送設 備			<u>750</u>						
[略]				[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市老人福祉センター条例の一部改正)

第3条 北上市老人福祉センター条例（平成3年北上市条例第98号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第10条関係） 使用料					別表（第10条関係） 使用料				
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
集会室	円 <u>1,050</u>	円 <u>1,650</u>	円 <u>1,800</u>	円 <u>3,600</u>	集会室	円 <u>1,060</u>	円 <u>1,680</u>	円 <u>1,830</u>	円 <u>3,660</u>
教養娯楽室	<u>1,050</u>	<u>1,650</u>	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>	教養娯楽室	<u>1,060</u>	<u>1,680</u>	<u>1,830</u>	<u>3,660</u>
図書室	<u>1,050</u>	<u>1,650</u>	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>	図書室	<u>1,060</u>	<u>1,680</u>	<u>1,830</u>	<u>3,660</u>
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

（北上市廃棄物処理等手数料条例の一部改正）

第4条 北上市廃棄物処理等手数料条例（平成3年北上市条例第109号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 10リットルにつき60円を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）</p>	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 <u>し尿の汲取量に応じて、</u>10リットルにつき60円を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市農村環境改善センター条例の一部改正)

第5条 北上市農村環境改善センター条例（平成3年北上市条例第119号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第10条関係） 使用料					別表（第10条関係） 使用料				
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大集会室	円 <u>3,700</u>	円 <u>4,500</u>	円 <u>6,000</u>	円 <u>12,000</u>	大集会室	円 <u>3,870</u>	円 <u>4,710</u>	円 <u>6,280</u>	円 <u>12,570</u>
小会議室	<u>750</u>	<u>1,200</u>	<u>1,500</u>	<u>2,400</u>	小会議室	<u>780</u>	<u>1,250</u>	<u>1,570</u>	<u>2,510</u>
生活改善 実習室	<u>600</u>	<u>750</u>	<u>1,050</u>	<u>1,500</u>	生活改善 実習室	<u>620</u>	<u>780</u>	<u>1,100</u>	<u>1,570</u>
老人休養 室	<u>600</u>	<u>750</u>	<u>1,050</u>	<u>1,500</u>	老人休養 室	<u>620</u>	<u>780</u>	<u>1,100</u>	<u>1,570</u>
調理実習 室	<u>450</u>	<u>750</u>	<u>1,200</u>	<u>1,950</u>	調理実習 室	<u>470</u>	<u>780</u>	<u>1,250</u>	<u>2,040</u>
健康増進 室	<u>750</u>	<u>1,200</u>	<u>1,500</u>	<u>2,400</u>	健康増進 室	<u>780</u>	<u>1,250</u>	<u>1,570</u>	<u>2,510</u>
展示室	<u>450</u>	<u>600</u>	<u>750</u>	<u>1,500</u>	展示室	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>780</u>	<u>1,570</u>
[略]					[略]				
設備器具	1件又は1式 <u>3,000円</u> 以内で市長が定める額				設備器具	1件又は1式 <u>3,140円</u> 以内で市長が定める額			

等		等	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(北上市多目的研修センター条例の一部改正)

第6条 北上市多目的研修センター条例（平成3年北上市条例第124号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第9条関係） 使用料					別表（第9条関係） 使用料				
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
研修室	円 <u>1,500</u>	円 <u>2,400</u>	円 <u>2,700</u>	円 <u>5,400</u>	研修室	円 <u>1,570</u>	円 <u>2,510</u>	円 <u>2,820</u>	円 <u>5,650</u>
営農相談室	<u>900</u>	<u>1,350</u>	<u>1,500</u>	<u>3,000</u>	営農相談室	<u>940</u>	<u>1,410</u>	<u>1,570</u>	<u>3,140</u>
図書室	<u>300</u>	<u>450</u>	<u>600</u>	<u>1,200</u>	図書室	<u>310</u>	<u>470</u>	<u>620</u>	<u>1,250</u>
調理加工実習室	<u>900</u>	<u>1,350</u>	<u>1,500</u>	<u>3,000</u>	調理加工実習室	<u>940</u>	<u>1,410</u>	<u>1,570</u>	<u>3,140</u>
加工器具等	加工内容別に1件又は1式 <u>3,000円</u> 以内で市長が定める額				加工器具等	加工内容別に1件又は1式 <u>3,140円</u> 以内で市長が定める額			
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(北上市牧野条例の一部改正)

第7条 北上市牧野条例（平成3年北上市条例第128号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(使用料) 第10条 利用の許可を受けた者は、次に定める使用料を納入しなければならない。					(使用料) 第10条 利用の許可を受けた者は、次に定める使用料を納入しなければならない。				
名称	畜種	月齢	単位	放牧料	名称	畜種	月齢	単位	放牧料
水上牧野	乳用牛 肉用牛	6月以上8 月未満	[略]	<u>150円</u>	水上牧野	乳用牛 肉用牛	6月以上8 月未満	[略]	<u>円</u>
		8月以上16 月未満		<u>190円</u>			8月以上16 月未満		<u>200</u>
		16月以上		<u>230円</u>			16月以上		<u>240</u>
2・3 [略]					2・3 [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(北上市憩いの森施設条例の一部改正)

第8条 北上市憩いの森施設条例（平成3年北上市条例第129号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第10条関係） 使用料					別表（第10条関係） 使用料				
施設名		単位	金額	摘要	施設名		単位	金額	摘要
キャンプ 場施設	バンガロ ー	[略]	円	[略]	キャンプ 場施設	バンガロ ー	[略]	円	[略]
			<u>4,000</u>					<u>4,190</u>	
	<u>2,000</u>		<u>2,090</u>						
	ミニバン		<u>3,000</u>			ミニバン		<u>3,140</u>	

	ガロー	<u>1,500</u>			ガロー	<u>1,570</u>	
	テントサ イト	<u>500</u>			テントサ イト	<u>520</u>	
木工体験館		<u>1,000</u>		木工体験館		<u>1,040</u>	
		<u>1,500</u>				<u>1,570</u>	
		<u>2,000</u>				<u>2,090</u>	
[略]				[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第9条 北上市農業集落排水処理施設条例（平成3年北上市条例第135号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(使用料の算定)				(使用料の算定)			
第10条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。				第10条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
		一般用	浴場用			一般用	浴場用
基本使用料	[略]	円	円	基本使用料	[略]	円	円
		<u>1,710.72</u>	<u>1,710.72</u>			<u>1,742.4</u>	<u>1,742.4</u>
超過使用料		<u>164.16</u>	<u>105.84</u>	超過使用料		<u>167.2</u>	<u>107.8</u>
(1立方メ		<u>170.64</u>		(1立方メ		<u>173.8</u>	

一トル当たり り加算額)	<u>200.88</u>	一トル当たり 加算額)	<u>204.6</u>
	<u>241.92</u>		<u>246.4</u>
2・3 [略]		2・3 [略]	
4 使用者が使用月の中途において排水施設の使用を開始し、 休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を 再開したときは、当該使用月の使用料は、1使用月として算 定する。ただし、その使用日数が15日以下の場合で、排除汚 水量が5立方メートル以下の場合の基本使用料は、 <u>855.36円</u> として算出する。		4 使用者が使用月の中途において排水施設の使用を開始し、 休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を 再開したときは、当該使用月の使用料は、1使用月として算 定する。ただし、その使用日数が15日以下の場合で、排除汚 水量が5立方メートル以下の場合の基本使用料は、 <u>871.2円</u> として算出する。	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(北上市工業技術交流施設条例の一部改正)

第10条 北上市工業技術交流施設条例（平成3年北上市条例第137号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第10条関係） 使用料			別表（第10条関係） 使用料		
名称	区分	使用料 (1回につき)	名称	区分	使用料 (1回につき)
北上市技術交流センター	研修室(1)	円 <u>6,900</u>	北上市技術交流センター	研修室(1)	円 <u>7,220</u>
	研修室(2)	<u>5,850</u>		研修室(2)	<u>6,120</u>
	実習室	<u>3,750</u>		実習室	<u>3,920</u>
	会議室	<u>2,550</u>		会議室	<u>2,670</u>
	福利厚生室	<u>2,250</u>		福利厚生室	<u>2,350</u>

北上市技術研修館	技術研修室(1)	<u>25,650</u>
	技術研修室(2)	<u>2,250</u>
	情報処理研修室	<u>6,600</u>
[略]		
[略]		

北上市技術研修館	技術研修室(1)	<u>26,870</u>
	技術研修室(2)	<u>2,350</u>
	情報処理研修室	<u>6,910</u>
[略]		
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市共同福祉施設条例の一部改正)

第11条 北上市共同福祉施設条例（平成3年北上市条例第138号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第9条関係） 使用料				別表（第9条関係） 使用料			
区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
体育室	円 <u>1,050</u>	円 <u>1,650</u>	円 <u>1,800</u>	体育室	円 <u>1,100</u>	円 <u>1,720</u>	円 <u>1,880</u>
教養文化室	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>1,050</u>	教養文化室	<u>620</u>	<u>940</u>	<u>1,100</u>
会議・相談室	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>1,050</u>	会議・相談室	<u>620</u>	<u>940</u>	<u>1,100</u>
調理実習室	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>1,050</u>	調理実習室	<u>620</u>	<u>940</u>	<u>1,100</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市農村体験実習館条例の一部改正)

第12条 北上市農村体験実習館条例（平成6年北上市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第9条関係）

施設使用料

1 宿泊料（1人1泊につき）

区分	金額
一般	<u>2,900円</u>
中学生、高校生	<u>2,300</u>
小学生	<u>1,700</u>

[略]

2 研修室等の使用料（1団体1室につき）

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的研修室	<u>2,400円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,600円</u>	<u>7,800円</u>
農村文化体験室	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	<u>3,000</u>
農村生活実習室	<u>1,500</u>	<u>1,700</u>	<u>2,100</u>	<u>4,200</u>

[略]

[略]

3 休憩の使用料

区分	使用単位	金額
----	------	----

別表（第9条関係）

施設使用料

1 宿泊料（1人1泊につき）

区分	金額
一般	<u>円</u> <u>3,030</u>
中学生、高校生	<u>2,400</u>
小学生	<u>1,780</u>

[略]

2 研修室等の使用料（1団体1室につき）

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的研修室	<u>円</u> <u>2,510</u>	<u>円</u> <u>3,140</u>	<u>円</u> <u>3,770</u>	<u>円</u> <u>8,170</u>
農村文化体験室	<u>1,040</u>	<u>1,250</u>	<u>1,670</u>	<u>3,140</u>
農村生活実習室	<u>1,570</u>	<u>1,780</u>	<u>2,200</u>	<u>4,400</u>

[略]

[略]

3 休憩の使用料

区分	使用単位	金額
----	------	----

		一般	中学生・高校生	小学生
農村文化体験室	[略]	<u>300円</u>	<u>250円</u>	<u>200円</u>
農村生活実習室		<u>300</u>	<u>250</u>	[略]
宿泊室		<u>2,200円</u>		

備考 1・2 [略]

3 宿泊室の1室の定員を6人とし、1人を超えるごとに300円を加算する。

4 冷暖房料

区分	使用区分	使用単位	金額
多目的研修室	会議等	[略]	<u>1,200円</u>
農村文化体験室			<u>400</u>
農村生活実習室			<u>600</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市下水道条例の一部改正)

第13条 北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

		一般	中学生・高校生	小学生
農村文化体験室	[略]	<u>円</u> <u>310</u>	<u>円</u> <u>260</u>	<u>円</u> <u>200</u>
農村生活実習室		<u>310</u>	<u>260</u>	[略]
宿泊室		<u>2,300円</u>		

備考 1・2 [略]

3 宿泊室の1室の定員を6人とし、1人を超えるごとに310円を加算する。

4 冷暖房料

区分	使用区分	使用単位	金額
多目的研修室	会議等	[略]	<u>円</u> <u>1,250</u>
農村文化体験室			<u>410</u>
農村生活実習室			<u>620</u>

(使用料の算定方法)

第26条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(1) 次号以外の使用者

区分	単位	使用料	
		一般用	浴場用
基本使用料	[略]	円 <u>1,710.72</u>	円 <u>1,710.72</u>
超過使用料 (1立方メートル当たり加算額)		<u>164.16</u>	<u>105.84</u>
		<u>170.64</u>	
		<u>200.88</u>	
		<u>241.92</u>	

[略]

(2) 特定公共下水道の使用者で工場又は事業場の汚水を排除する使用者

区分	単位		使用料
基本使用料	[略]		円 <u>7,905.6</u>
超過使用料 (1立方メートル当たり加算額)	水量割		<u>32.4</u>
	水質割	[略]	<u>7.56</u>
			<u>7.56</u>

(使用料の算定方法)

第26条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(1) 次号以外の使用者

区分	単位	使用料	
		一般用	浴場用
基本使用料	[略]	円 <u>1,742.4</u>	円 <u>1,742.4</u>
超過使用料 (1立方メートル当たり加算額)		<u>167.2</u>	<u>107.8</u>
		<u>173.8</u>	
		<u>204.6</u>	
		<u>246.4</u>	

[略]

(2) 特定公共下水道の使用者で工場又は事業場の汚水を排除する使用者

区分	単位		使用料
基本使用料	[略]		円 <u>8,052</u>
超過使用料 (1立方メートル当たり加算額)	水量割		<u>33</u>
	水質割	[略]	<u>7.7</u>
			<u>7.7</u>

2～4 [略]

5 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。ただし、その使用日数が15日以下の場合で、その排除した汚水の量が5立方メートル以下の場合の第1項第1号の基本使用料は、855.36円として算出する。

2～4 [略]

5 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。ただし、その使用日数が15日以下の場合で、その排除した汚水の量が5立方メートル以下の場合の第1項第1号の基本使用料は、871.2円として算出する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市汚水処理施設条例の一部改正)

第14条 北上市汚水処理施設条例（平成7年北上市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(使用料の算定方法)			(使用料の算定方法)		
第3条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。			第3条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
基本使用料 超過使用料（1立方メートル当たり加算額）	[略]	円	[略]	円	
		<u>1,710.72</u>			<u>1,742.4</u>
		<u>164.16</u>			<u>167.2</u>
		<u>170.64</u>			<u>173.8</u>
		<u>200.88</u>			<u>204.6</u>
		<u>241.92</u>			<u>246.4</u>

2・3 [略]

4 使用者が使用月の中途において汚水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。ただし、その使用日数が15日以下の場合で、その排除した汚水の量が5立方メートル以下の場合の第1項第1号の基本使用料は、855.36円として算出する。

2・3 [略]

4 使用者が使用月の中途において汚水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。ただし、その使用日数が15日以下の場合で、その排除した汚水の量が5立方メートル以下の場合の第1項第1号の基本使用料は、871.2円として算出する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市アカデミースポーツ施設条例の一部改正)

第15条 北上市アカデミースポーツ施設条例（平成9年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係） 使用料				別表（第10条関係） 使用料			
種別	単位	区分	使用料	種別	単位	区分	使用料
競技場	1面1時間までごとに	[略]		競技場	1面1時間までごとに	[略]	
		一般	<u>550</u>			一般	<u>570</u>
研修室	1室1時間までごとに	一般	<u>750</u>	研修室	1室1時間までごとに	一般	<u>780</u>
グラウンド	1時間までごとに	[略]		グラウンド	1時間までごとに	[略]	
		一般	<u>500</u>			一般	<u>520</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。			

(北上市市民交流プラザ条例の一部改正)

第16条 北上市市民交流プラザ条例（平成11年北上市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第10条関係） 使用料					別表（第10条関係） 使用料						
区分		午前10時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 9時まで	区分		午前10時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 9時まで
催 事 場	1号室	円 <u>3,000</u>	円 <u>4,200</u>	円 <u>4,200</u>	円 <u>9,750</u>	催 事 場	1号室	円 <u>3,140</u>	円 <u>4,400</u>	円 <u>4,400</u>	円 <u>10,210</u>
	2号室	<u>3,900</u>	<u>5,250</u>	<u>5,250</u>	<u>12,000</u>		2号室	<u>4,080</u>	<u>5,500</u>	<u>5,500</u>	<u>12,570</u>
	3号室	<u>4,950</u>	<u>6,600</u>	<u>6,600</u>	<u>15,000</u>		3号室	<u>5,180</u>	<u>6,910</u>	<u>6,910</u>	<u>15,710</u>
	全室	<u>9,750</u>	<u>13,500</u>	<u>13,500</u>	<u>31,500</u>		全室	<u>10,210</u>	<u>14,140</u>	<u>14,140</u>	<u>33,000</u>
会議室		<u>1,650</u>	<u>2,250</u>	<u>2,250</u>	<u>5,250</u>	会議室		<u>1,720</u>	<u>2,350</u>	<u>2,350</u>	<u>5,500</u>
研修室 （託児室）		<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>2,700</u>	研修室 （託児室）		<u>940</u>	<u>1,250</u>	<u>1,250</u>	<u>2,820</u>
[略]					[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。 （北上市都市公園条例の一部改正）											
第17条 北上市都市公園条例（平成12年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。											

改正前			改正後		
別表（第15条、第16条関係）			別表（第15条、第16条関係）		
1・2	[略]		1・2	[略]	
3	第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料		3	第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料	

区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
物品の販売、募金その他の行為	[略]	<u>600円</u>	物品の販売、募金その他の行為	[略]	<u>円</u> <u>610</u>
業（報道を目的とするものを除く。） として行う写真撮影		<u>2,000</u>	業（報道を目的とするものを除く。） として行う写真撮影		<u>2,030</u>
業（報道を目的とするものを除く。） として行う映画又はテレビ撮影		<u>6,000</u>	業（報道を目的とするものを除く。） として行う映画又はテレビ撮影		<u>6,110</u>
競技会、集会その他の催し		<u>9,000</u>	競技会、集会その他の催し		<u>9,160</u>
展示会、博覧会及び興行その他の催し		<u>15,000</u>	展示会、博覧会及び興行その他の催し		<u>15,270</u>
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上市生涯学習センター条例の一部改正）

第18条 北上市生涯学習センター条例（平成12年北上市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第9条関係） 北上市生涯学習センター使用料					別表（第9条関係） 北上市生涯学習センター使用料				
区分	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで	区分	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
会議室	円 <u>2,250</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>7,350</u>	会議室	円 <u>2,350</u>	円 <u>3,140</u>	円 <u>3,140</u>	円 <u>7,700</u>
小会議室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,150</u>	小会議室	<u>940</u>	<u>1,250</u>	<u>1,250</u>	<u>3,300</u>
和室	<u>3,000</u>	<u>3,900</u>	<u>3,900</u>	<u>9,150</u>	和室	<u>3,140</u>	<u>4,080</u>	<u>4,080</u>	<u>9,580</u>

第1学習室	<u>5,100</u>	<u>6,750</u>	<u>6,750</u>	<u>16,350</u>	第1学習室	<u>5,340</u>	<u>7,070</u>	<u>7,070</u>	<u>17,120</u>
第2学習室	<u>2,400</u>	<u>3,150</u>	<u>3,150</u>	<u>7,200</u>	第2学習室	<u>2,510</u>	<u>3,300</u>	<u>3,300</u>	<u>7,540</u>
第3学習室	<u>1,500</u>	<u>1,950</u>	<u>1,950</u>	<u>4,650</u>	第3学習室	<u>1,570</u>	<u>2,040</u>	<u>2,040</u>	<u>4,870</u>
情報学習室	<u>1,950</u>	<u>2,550</u>	<u>2,550</u>	<u>5,700</u>	情報学習室	<u>2,040</u>	<u>2,670</u>	<u>2,670</u>	<u>5,970</u>
調理実習室	<u>4,200</u>	<u>5,550</u>	<u>5,550</u>	<u>12,600</u>	調理実習室	<u>4,400</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>13,200</u>
[略]					[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市農村交流センター条例の一部改正)

第19条 北上市農村交流センター条例（平成15年北上市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係） 使用料				別表（第10条関係） 使用料			
種別	単位	区分	使用料	種別	単位	区分	使用料
多目的ホール	[略]	[略]		多目的ホール	[略]	[略]	
		一般	<u>450</u>			一般	<u>470</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市勤労者福祉施設条例の一部改正)

第20条 北上市勤労者福祉施設条例（平成15年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第10条関係） 使用料					別表（第10条関係） 使用料				
名称	種別	単位	区分	使用料	名称	種別	単位	区分	使用料

サンレック北上	体育室	[略]	[略]		サンレック北上	体育室	[略]	[略]	
			一般	<u>550</u>				一般	<u>570</u>
			職業技能講習室	<u>600</u>				職業技能講習室	<u>620</u>
			研修室	<u>600</u>				研修室	<u>620</u>
	会議室	<u>600</u>		会議室	<u>620</u>				
ハートパルきたかみ	体育室	[略]	[略]		ハートパルきたかみ	体育室	[略]	[略]	
			一般	<u>550</u>				一般	<u>570</u>
			研修室 1	<u>300</u>				研修室 1	<u>310</u>
			研修室 2	<u>300</u>				研修室 2	<u>310</u>
	教養室	<u>300</u>		教養室	<u>310</u>				
[略]					[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市交流センター条例の一部改正)

第21条 北上市交流センター条例（平成17年北上市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係） 使用料				別表（第10条関係） 使用料			
名称	区分	単位	使用料	名称	区分	単位	使用料
[略]				[略]			
黒沢尻東地区	多目的ホール	[略]	<u>300</u>	黒沢尻東地区	多目的ホール	[略]	<u>310</u>
交流センター	[略]		[略]	交流センター	[略]		[略]
黒沢尻西地区	多目的ホール		<u>300</u>	黒沢尻西地区	多目的ホール		<u>310</u>

交流センター	[略]
	調理実習室
立花地区交流センター	多目的ホール
	[略]
飯豊地区交流センター	多目的ホール
	[略]
二子地区交流センター	多目的ホール
	[略]
更木地区交流センター	多目的ホール
	[略]
黒岩地区交流センター	多目的ホール
	[略]
口内地区交流センター	多目的ホール
	[略]
稲瀬地区交流センター	多目的ホール
	[略]
相去地区交流センター	[略]
	調理実習室
鬼柳地区交流センター	多目的ホール
	[略]
	調理実習室
江釣子地区交流センター	ホール
	[略]

[略]
<u>400</u>
<u>600</u>
[略]
<u>400</u>
[略]
<u>400</u>
[略]
<u>300</u>
[略]
<u>400</u>
[略]
<u>300</u>
[略]
[略]
<u>300</u>
[略]
<u>300</u>
[略]
<u>900</u>
[略]

交流センター	[略]
	調理実習室
立花地区交流センター	多目的ホール
	[略]
飯豊地区交流センター	多目的ホール
	[略]
二子地区交流センター	多目的ホール
	[略]
更木地区交流センター	多目的ホール
	[略]
黒岩地区交流センター	多目的ホール
	[略]
口内地区交流センター	多目的ホール
	[略]
稲瀬地区交流センター	多目的ホール
	[略]
相去地区交流センター	[略]
	調理実習室
鬼柳地区交流センター	多目的ホール
	[略]
	調理実習室
江釣子地区交流センター	ホール
	[略]

[略]
<u>410</u>
<u>620</u>
[略]
<u>410</u>
[略]
<u>410</u>
[略]
<u>310</u>
[略]
<u>410</u>
[略]
<u>310</u>
[略]
[略]
<u>310</u>
[略]
<u>940</u>
[略]

	視聴覚室	<u>300</u>		視聴覚室	<u>310</u>
	3階会議室	<u>400</u>		3階会議室	<u>410</u>
	[略]	[略]		[略]	[略]
	調理実習室	<u>400</u>		調理実習室	<u>410</u>
	設備器具	<u>3,300</u>		設備器具	<u>3,450</u>
	等			等	
	移動舞台	<u>2,200</u>		移動舞台	<u>2,300</u>
	グランドピアノ	<u>1,100</u>		グランドピアノ	<u>1,150</u>
	ボーダーライト	<u>1,100</u>		ボーダーライト	<u>1,150</u>
	フットライト	<u>1,100</u>		フットライト	<u>1,150</u>
	ホリゾンライト	<u>1,100</u>		ホリゾンライト	<u>1,150</u>
	スポットライト	<u>1,100</u>		スポットライト	<u>1,150</u>
	拡声装置	<u>2,200</u>		拡声装置	<u>2,300</u>
和賀地区交流センター	2階会議室	<u>400</u>	和賀地区交流センター	2階会議室	<u>410</u>
	[略]	[略]		[略]	[略]
	調理実習室	<u>400</u>		調理実習室	<u>410</u>
	[略]	[略]		[略]	[略]
岩崎地区交流センター	[略]	[略]	岩崎地区交流センター	[略]	[略]
	調理実習室	<u>300</u>		調理実習室	<u>310</u>
藤根地区交流センター	[略]	[略]	藤根地区交流センター	[略]	[略]
	調理実習室	<u>300</u>		調理実習室	<u>310</u>
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市貸研究工場棟条例の一部改正)

第22条 北上市貸研究工場棟条例（平成17年北上市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条、第9条関係）			別表（第3条、第9条関係）		
施設等区分	限度額		施設等区分	限度額	
	単位	利用料金		単位	利用料金
A棟—1	[略]	円 <u>146,500</u>	A棟—1	[略]	円 <u>153,470</u>
A棟—2		<u>146,500</u>	A棟—2		<u>153,470</u>
B棟		<u>205,000</u>	B棟		<u>214,760</u>
C棟		<u>205,000</u>	C棟		<u>214,760</u>
D棟		<u>132,000</u>	D棟		<u>138,280</u>
E棟		<u>254,000</u>	E棟		<u>266,090</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

（北上総合運動公園体育施設条例の一部改正）

第23条 北上総合運動公園体育施設条例（平成25年北上市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第3（第10条関係）						別表第3（第10条関係）							
名称	種別	単位	区分		使用料	摘要	名称	種別	単位	区分		使用料	摘要
北上 総合 体育 館	大ア リー ナ	[略]	貸切 使用	高校 生以 下	円 <u>1,200</u>	[略]	北上 総合 体育 館	大ア リー ナ	[略]	貸切 使用	高校 生以 下	円 <u>1,250</u>	[略]
				一般	<u>3,600</u>						一般	<u>3,770</u>	
	小ア		貸切	高校	<u>400</u>		小ア	貸切		高校	<u>410</u>		

リー ナ	使用	生以 下	
		一般	<u>1,200</u>
	[略]		
トレ ーニ ング ルー ム	[略]		
	一般		<u>300</u>
会 議 室			<u>750</u>
ク ラ イ ミ ン グ ボー ド			<u>300</u>
放 送 設 備			<u>1,500</u>
電 光 得 点 表 示 板	[略]		
	一般		<u>450</u>
移 動	[略]		

リー ナ	使用	生以 下	
		一般	<u>1,250</u>
	[略]		
トレ ーニ ング ルー ム	[略]		
	一般		<u>310</u>
会 議 室			<u>780</u>
ク ラ イ ミ ン グ ボー ド			<u>310</u>
放 送 設 備			<u>1,570</u>
電 光 得 点 表 示 板	[略]		
	一般		<u>470</u>
移 動	[略]		

	ステ ージ	一般		<u>400</u>
	[略]			
	室内 走路	[略]	[略]	
		一般		<u>300</u>
北上 第1 運動 場	競技 場	貸切 使用	[略]	
			一般	<u>600</u>
北上 第2 運動 場	競技 場	貸切 使用	高校 生以 下	<u>1,500</u>
			一般	<u>3,000</u>
北上 第3 運動 場	競技 場	貸切 使用	[略]	
	夜間 照明 施設		一般	<u>600</u>
				<u>2,700</u>
北上 陸上 競技 場	競技 場	陸上 競技 大会 に使 用す	高校 生以 下	<u>14,700</u>
			一般	<u>29,400</u>

	ステ ージ	一般		<u>410</u>
	[略]			
	室内 走路	[略]	[略]	
		一般		<u>310</u>
北上 第1 運動 場	競技 場	貸切 使用	[略]	
			一般	<u>620</u>
北上 第2 運動 場	競技 場	貸切 使用	高校 生以 下	<u>1,520</u>
			一般	<u>3,050</u>
北上 第3 運動 場	競技 場	貸切 使用	[略]	
	夜間 照明 施設		一般	<u>620</u>
				<u>2,820</u>
北上 陸上 競技 場	競技 場	陸上 競技 大会 に使 用す	高校 生以 下	<u>15,400</u>
			一般	<u>30,800</u>

る場 合		
陸上 競技 以外 の大会に 使用する 場合	高校 生以 下	<u>9,000</u>
	一般	<u>18,000</u>
団体 使用	高校 生以 下	15人から30 人まで <u>2,700</u>
		31人から60 人まで <u>5,500</u>
		61人以上 <u>10,900</u>
	一般	15人から30 人まで <u>8,100</u>
		31人から60 人まで

る場 合		
陸上 競技 以外 の大会に 使用する 場合	高校 生以 下	<u>9,420</u>
	一般	<u>18,850</u>
団体 使用	高校 生以 下	15人から30 人まで <u>2,820</u>
		31人から60 人まで <u>5,760</u>
		61人以上 <u>11,410</u>
	一般	15人から30 人まで <u>8,480</u>
		31人から60 人まで

					<u>16,700</u>
				61人以上	
					<u>32,900</u>
	個人	[略]			
	使用	一般	<u>600</u>		
室内	[略]				
走路	一般	<u>300</u>			
第1					<u>750</u>
会議					
室					
第2					<u>750</u>
会議					
室					
第3					<u>750</u>
会議					
室					
[略]					
北上	競技	陸上	高校	<u>1,000</u>	
陸上	場	競技	生以		
補助		以外	下		
競技		の大会	一般	<u>2,000</u>	
場		に使用			

					<u>17,490</u>
				61人以上	
					<u>34,460</u>
	個人	[略]			
	使用	一般	<u>620</u>		
室内	[略]				
走路	一般	<u>310</u>			
第1					<u>780</u>
会議					
室					
第2					<u>780</u>
会議					
室					
第3					<u>780</u>
会議					
室					
[略]					
北上	競技	陸上	高校	<u>1,040</u>	
陸上	場	競技	生以		
補助		以外	下		
競技		の大会	一般	<u>2,090</u>	
場		に使用			

	する 場合 団体 使用	高校 生以 下	15人から30 人まで	<u>1,300</u>	
			31人から60 人まで	<u>2,700</u>	
			61人以上	<u>5,400</u>	
		一般	15人から30 人まで	<u>4,000</u>	
			31人から60 人まで	<u>8,300</u>	
			61人以上	<u>16,400</u>	
		個人 使用	[略]		
			一般		<u>300</u>
		[略]			
	夜間 照明				<u>2,250</u>

	する 場合 団体 使用	高校 生以 下	15人から30 人まで	<u>1,360</u>	
			31人から60 人まで	<u>2,820</u>	
			61人以上	<u>5,650</u>	
		一般	15人から30 人まで	<u>4,190</u>	
			31人から60 人まで	<u>8,690</u>	
			61人以上	<u>17,180</u>	
		個人 使用	[略]		
			一般		<u>310</u>
		[略]			
	夜間 照明				<u>2,350</u>

施設	施設
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市みちのく民俗村条例の一部改正)

第24条 北上市みちのく民俗村条例（平成26年北上市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
施設		単位	使用料	施設		単位	使用料
古民家	旧菅野家住宅	[略]	円 <u>3,000</u>	古民家	旧菅野家住宅	[略]	円 <u>3,050</u>
	旧小野寺家住宅		<u>3,000</u>		旧小野寺家住宅		<u>3,050</u>
	旧星川家住宅		<u>3,000</u>		旧星川家住宅		<u>3,050</u>
	旧大泉家住宅		<u>3,000</u>		旧大泉家住宅		<u>3,050</u>
	旧佐々木家住宅		<u>3,000</u>		旧佐々木家住宅		<u>3,050</u>
	旧北川家住宅		<u>3,000</u>		旧北川家住宅		<u>3,050</u>
	旧仙台藩寺坂番所		<u>3,000</u>		旧仙台藩寺坂番所		<u>3,050</u>
	旧菅原家（豪雪農家）住宅		<u>3,000</u>		旧菅原家（豪雪農家）住宅		<u>3,050</u>
	旧菅原家住宅		<u>3,000</u>		旧菅原家住宅		<u>3,050</u>
演舞場			<u>3,000</u>	演舞場			<u>3,050</u>
体験工房			<u>2,000</u>	体験工房			<u>2,030</u>
体験厨房			<u>2,000</u>	体験厨房			<u>2,030</u>
茶屋			<u>3,000</u>	茶屋			<u>3,050</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の条例に規定する使用料、手数料及び利用料金（以下「使用料等」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用申請する施設の使用料等から適用し、施行日前に使用申請した施設の使用料等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している牧野、農業集落排水、公共下水道及び汚水処理施設の使用で、平成31年10月31日までの間に額が確定する使用料並びに平成31年10月分の利用料金として納付する貸研究工場棟の利用料金については、なお従前の例による。

4 この条例による改定に係る事前手続は、施行日前においても行うことができる。

平成31年2月28日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

消費税法の一部改正に伴い、使用料等を改正しようとするものである。